

幼児教育・無償化に係る 利用施設ごとの概要と補助制度



昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課

1 幼児教育・保育の無償化について（概要）

令和元年10月1日より、3歳から5歳までの認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などを利用する子どもの保育料（利用料）が無償化されます。

幼児教育の無償化の趣旨

- ✚ 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策
- ✚ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性
- ✚ 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る

対象施設・事業の概要

- ✚ 幼稚園、認可保育所、認定こども園等
- ✚ 幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育
 - ・保育の必要性がある子どもを対象として無償化
- ✚ 認可外保育施設等
 - （東京都認証保育所、認可外事業所内保育所、ベビーシッター等）
 - ・認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない場合の代替措置として、保育の必要性がある子どもを対象として無償化
 - ・認可外保育施設は、東京都に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要
 - ・認可外保育施設のほか、一時預かり保育、病児保育、ファミリー・ヘルプセンター（送迎のみ除く）等も対象（併用可）

対象者の概要

- ✚ 3歳～5歳児クラスの全ての子どもの教育・保育の利用料を無償化
 - ・満3歳になった後最初の4月から小学校入学までの3年間
 - ・幼稚園、認定こども園（教育部分）は、満3歳児（3歳になった日）から無償化
- ✚ 0歳～2歳児クラスは、市民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化

2 給付に係る認定制度について

令和元年10月より、これまでの認可保育所等の利用時に必要な「子どものための教育・保育給付認定」に加え、「子育てのための施設等利用給付認定」制度が創設され、各教育・保育の認定制度に応じた給付（補助）を受けられるようになります。

・認可保育所
・地域型保育事業
・認定こども園
・新制度移行幼稚園
・企業主導型保育所

子どものための教育・保育給付認定

1

・新制度未移行幼稚園
・東京都認証保育所
・認可外保育所 **NEW**
・（認定こども園）
・（新制度移行幼稚園）
*（ ）内は教育認定者で預かり保育の補助を受ける際に保育認定が必要

子育てのための施設等利用給付認定

2

教育認定の要件（新1号認定）

幼稚園、認定こども園を利用している児童であれば全て対象

- ・新制度未移行幼稚園
（昭島、あけの星、昭島台、昭島恵泉、栗ノ沢、昭島すみれ、啓明学園、他市新制度未移行幼稚園）

保育認定の要件（新2・3号認定）

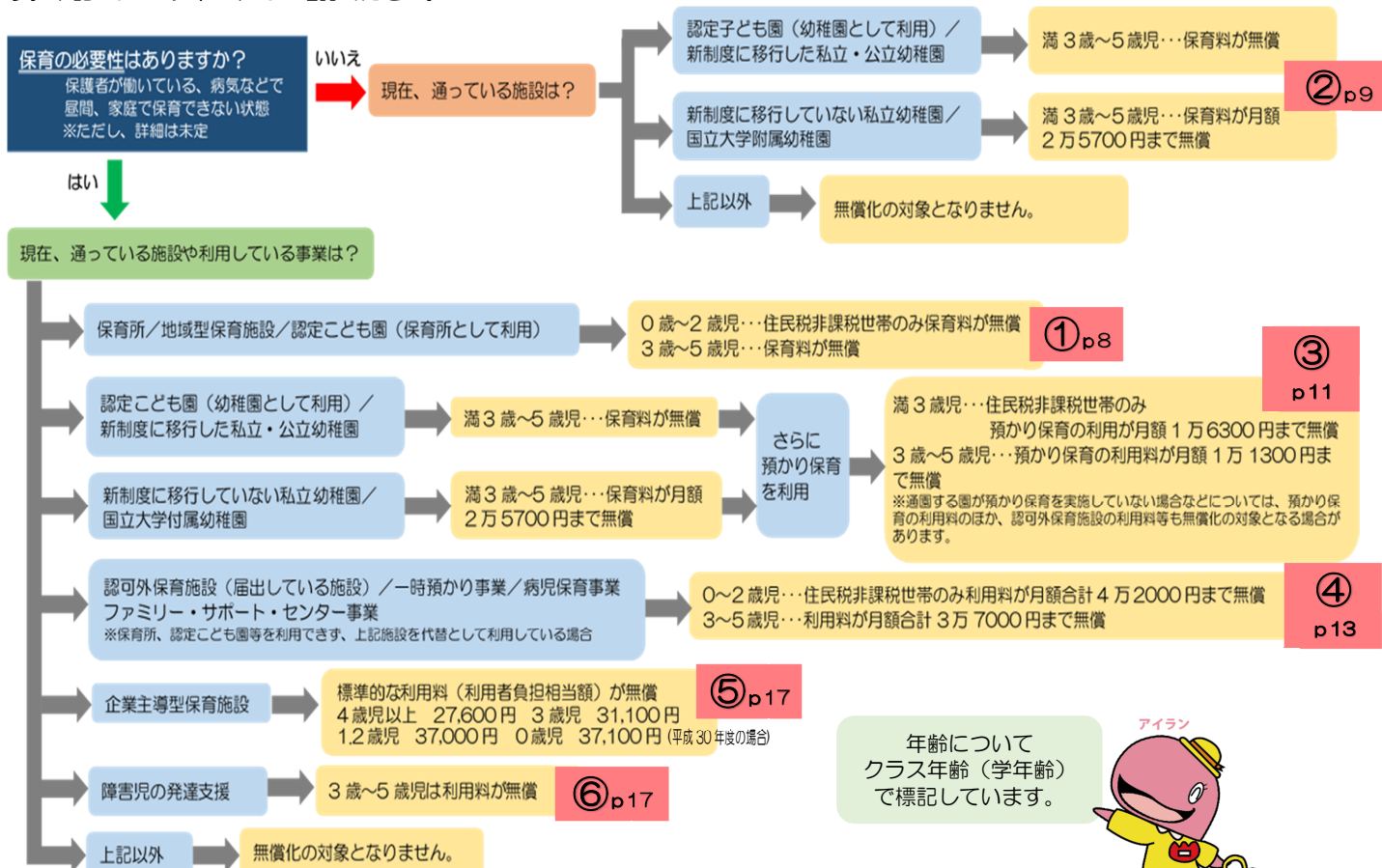
月64時間以上の就労している共働き世帯等、日中保育ができない世帯の児童が対象

- ・教育利用+預かり保育
（新制度移行幼稚園、認定こども園、新制度未移行幼稚園）
保育施設が利用できず、代替施設で利用している認可外保育施設
- ・東京都認証保育所
（つみき保育園、昭島ドリーム）
- ・事業所内保育施設
（徳洲会病院くじら保育室、昭島腎クリニックさくらんぼ保育室、竹口病院たけのこ保育室、ヤクルト昭島保育室、ヤクルト拝島保育室）
- ・認可外保育施設
（Wish English International school）
- ・居宅訪問型保育事業（ベビーシッター等）
（昭島市シルバー人材センター）
- ・一時預かり事業（なしのき保育園）
- ・病児保育事業（病児保育室ひなたぼっこ、病後児保育室くろーぱー）
- ・ファミリー・サポート・センター事業

各認定に応じた給付（補助）が受けられます。

※上記表には、昭島市内の施設を記載しています。
他市の保育施設等を利用した場合も対象になります。ただし、対象になる施設は、東京都に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要です。

無償化の対象になるには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。世帯の状況、利用する施設・事業、子どもの年齢によって異なります。下記のフローチャートでご確認ください。

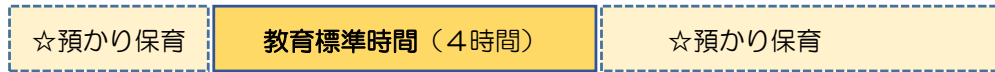


無償化の対象となる利用時間

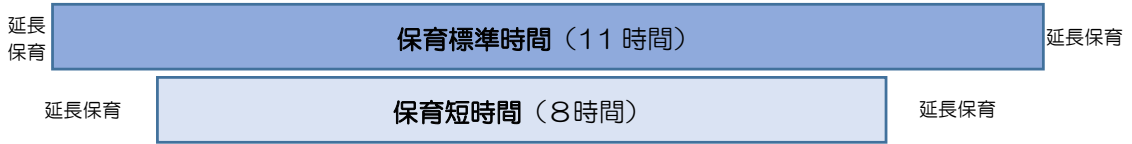
◆枠内の利用料が無償化の対象

☆保育の必要性があると認定を受けた場合は預かり保育も無償化の対象

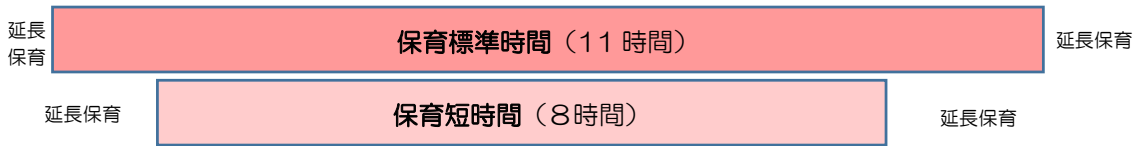
1号



2号



3号



注意：延長保育料（時間外保育）は、無償化の対象外

（ただし、市民税非課税世帯のお子さんは1/2免除の対象になります。）

5

保育の必要性の認定



両親ともに、下記の「保育を必要とする事由」の証明が必要です。

	保育を必要とする事由	認定の基準（条件に満たない場合は申込みできません。）	認定期間
1	就 労	月64時間以上（休憩時間・通勤時間含む、残業は除く） （例）1日6時間以上かつ週3日以上又は、1日4時間以上かつ週4日以上	就労期間
2	出 産	出産のため保育ができない場合	最長5か月 （出産予定月と前後各2か月）
3	疾 病	入院、通院が必要で保育ができない場合 自宅療養で保育が困難と診断された場合	入院、通院期間 療養期間
4	障 害	心身に障害がある場合	該当期間
5	介 護 看 護	親族に疾病、負傷又は心身に障害のある人がいるため、子の保護者が常にその介護や看護にあたっている場合	介護、看護期間
6	災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	必要な期間
7	就 労 内 定	月64時間以上（休憩時間・通勤時間含む） （例）1日6時間以上かつ週3日以上、1日4時間以上かつ週4日以上	1か月以内 ※（注1）
8	求 職 活 動 （求職中）	保護者が求職中である場合（両親ともに求職中は 申請不可）	3か月以内 ※（注1）
9	就 学	保護者が学校等に通学している場合	就学期間
10	育 児 休 業	すでに教育保育施設を利用している方で、育児休業法に伴う育児休業を取得している場合 （両親ともに育休中は、申請不可）	満1歳の誕生日を迎える前月までの期間

※（注1）入所期間中に正式に就労した場合は、入所期間を「就労期間」に変更します。

◆保育の必要の認定に変更があった場合、前月の20日までに「変更手続き」をしてください。

◆認定期間が切れた場合は、無償化の対象外になることがあります。十分に気をつけてください。

6

3 利用申請手続き

利用施設	保育の必要性	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	無償化の対象経費と上限額				施設等利用給付認定手続き
		認定区分	認定区分	入園料	利用料	預かり保育	その他	
保育所	無	入所不可						—
	有	2号	認定不要	×	○	×	×	—
認定こども園	無	1号(満3歳以上)	認定不要	×	○	×	×	—
	有	1号(満3歳以上)	新2号	×	○	○	×	利用施設を経由して申請を行ってください。
	有	2号	認定不要	×	○	×	×	—
新制度移行幼稚園	無	1号(満3歳以上)	認定不要	×	○	×	×	—
	有	1号(満3歳以外)	新2号	×	○	月11,300円	×	利用施設を経由して申請を行ってください。
		1号(満3歳)	新3号(満3歳)	×	○	市民税非課税世帯 月16,300円	×	
新制度未移行幼稚園	無	—	新1号		月25,700円	×	×	利用施設を経由して申請を行ってください。
	有	—	新2号		月25,700円	月11,300円	×	
		—	新3号(満3歳)		月25,700円	市民税非課税世帯 月16,300円	×	
認可外保育施設 (企業主導型：地域枠)	無	入所不可						—
	有	2号	認定不要	×	標準利用料	×	×	—
認可外保育施設 (認証保育所、事業所内一時預かり、病児保育 ファミリ・ホーム・センター)	無	—	—		無償化対象外			—
	有	—	新2号	×	利用料、一時預かり、病児、ファミリ [®] 【上限】3~5歳 月額37,000円 0~2歳(非課税世帯) 月額42,000円			市役所で申請手続きを行ってください。
		2号	みなし新2号	×				

施設等利用給付認定の申請手続きについて

<申請に必要な様式> ・施設等利用給付認定申請書
(新2号、3号認定)
・保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)

無償化の給付を受けるために

事前申請が必要!

7

4-① 保育所/地域型保育施設/認定こども園(保育所利用)の利用の場合

令和元年10月より実施予定の幼児教育・保育の無償化では、3歳児以降の保育料が無償となります。また、0歳児から2歳児については、非課税世帯が無償となり、多子世帯への負担軽減を拡充します。

3歳児から5歳児の保育料の無償化



保育料が0円になります。

副食費
(月額4,500円相当)



【現行】保育料の一部に含まれて支払い
【10月から】利用施設に直接支払い

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - すべての世帯の第3子以降の子ども
- 注:未就学児の最年長者を第1子とする。

副食費
免除

実費分については、無償化の対象外です。

時間外
保育料



教材費

(園服、帽子、かばん、
ICカード、体操着等)

行事費

(写真代、遠足代等)



0歳児から2歳児の保育料(多子軽減)



非課税世帯は保育料が0円になります。

さらに、多子世帯への負担軽減の拡充をします。

多子軽減の詳細

【現行】就学前子どもの最年長者から第1子と算定

【10月から】年齢制限を撤廃し、最年長の子どもから第1子と算定

計算例

世帯の住民税が200,000円で、小学3年生、保育園2歳児、保育園0歳児の子どもがいる世帯(標準利用)

兄弟姉妹年齢	変更前	
	カウント	保育料
小学3年生	—	
保育園2歳児	第1子	40,100円(全額)
保育園0歳児	第2子	20,100円(半額)



変更後	
カウント	保育料
第1子	
第2子	20,100円(半額)
第3子	0円(無償)

8

4-② 幼稚園／認定こども園（幼稚園利用）の利用の場合

対象者：満3歳から5歳児までのお子さん

新制度移行幼稚園／認定こども園（教育利用）

教育・保育給付認定1号
保育料が0円になります。



<市内及び近隣施設>

- ・認定こども園イコロ昭和の森
- ・認定こども園松中幼稚園（立川市）
- ・めぐみ幼稚園（立川市）
- ・立川かしの木幼稚園（立川市）
- ・牛浜幼稚園（福生市） など



保育料の支払い方法について

新制度移行幼稚園／認定こども園

保育料の支払いはありません。

新制度未移行幼稚園

園から指定された実負担額を園に毎月支払ってください。

実費分については、無償化の対象外です。



給食代



通園送迎費



教材費・行事費等

副食費免除

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- すべての世帯の第3子以降の子ども

注:小学校3年終了前児童の最年長者を第1子とする。

新制度移行幼稚園／認定こども園

対象者の方は、支払いや手続きは不要

新制度未移行幼稚園

給食費を園に支払い、領収書をもらってください。
「補足給付補助金」にて、償還払いになります。

新制度未移行幼稚園

施設等利用給付認定1号の事前申請の必要があります。



利用料は園ごとに異なるため
月額25,700円を上限として無償化

<市内及び近隣施設>

- ・あけの星幼稚園
- ・昭島すみれ幼稚園
- ・藤幼稚園（立川市）
- ・昭島幼稚園
- ・栗ノ沢幼稚園
- ・若草幼稚園（立川市）
- ・昭島台幼稚園
- ・啓明学園幼稚園
- ・聖愛幼稚園（福生市）
- ・昭島恵泉幼稚園 など



<補助金について>

- 就園奨励費（国補助）は、9月をもって廃止となります。
 - 保護者負担軽減補助（都・市補助）については、継続実施
- 対象経費：保育料（入園金、学納金は除く）
補助額：2,900円～9,400円（世帯の所得に応じて）
支払方法：年4回 償還払い

【保育料の算定イメージ（月額）】

保育料の中に給食費、教材費等が含まれている場合は、その額を差し引いた額が月額対象費用になります。
下記表の保育料は、現在幼稚園が定めている保育料を表記しています。

①3歳児クラス 第1子 市民税所得割 210,000円の世帯の場合

幼稚園名	入園金	保育料	月額対象費用	無償化対象額	実質負担額	保護者補助金対象額	保護者補助金基準額	保護者補助金支給額	実負担額
あけの星幼稚園	6,660	31,000	37,660	25,700	11,960	11,960	3,800	3,800	8,160
昭島幼稚園	6,660	27,000	33,660	25,700	7,960	7,960	3,800	3,800	4,160
昭島台幼稚園	3,750	31,200	34,950	25,700	9,250	9,250	3,800	3,800	5,450
昭島恵泉幼稚園	6,660	28,000	34,660	25,700	8,960	8,960	3,800	3,800	5,160
昭島すみれ幼稚園	4,160	30,000	34,160	25,700	8,460	8,460	3,800	3,800	4,660
栗ノ沢幼稚園	3,750	32,000	35,750	25,700	10,050	10,050	3,800	3,800	6,250
啓明学園幼稚園	7,500	26,000	33,500	25,700	7,800	7,800	3,800	3,800	4,000

◆4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12月で割った額（10円未満の端数切捨て）

無償化の対象—入園金、保育料
保護者補助金の対象—保育料（階層により、学納金も含む）

②4歳児クラス 第1子 市民税所得割 210,000円の世帯の場合

幼稚園名	保育料	月額対象費用	無償化対象額	実質負担額	保護者補助金対象額	保護者補助金基準額	保護者補助金支給額	実負担額
あけの星幼稚園	31,000	31,000	25,700	5,300	5,300	3,800	3,800	1,500
昭島幼稚園	27,000	27,000	25,700	1,300	1,300	3,800	1,300	0
昭島台幼稚園	28,200	28,200	25,700	2,500	2,500	3,800	2,500	0
昭島恵泉幼稚園	27,000	27,000	25,700	1,300	1,300	3,800	1,300	0
昭島すみれ幼稚園	28,500	28,500	25,700	2,800	2,800	3,800	2,800	0
栗ノ沢幼稚園	30,500	30,500	25,700	4,800	4,800	3,800	3,800	1,000
啓明学園幼稚園	26,000	26,000	25,700	300	300	3,800	300	0

①月額の保育料（入園金含む）から無償化対象額を差し引いた額を毎月幼稚園に支払います。
②保護者補助金は、保育料のみ対象のため、保育料から無償化対象額を差し引いた額が補助対象になります。

4-③ 幼稚園／認定こども園（幼稚園利用）＋預かり保育を利用する場合



補助対象者：幼稚園、認定こども園（幼稚園利用）の在籍園児のうち、次に該当するお子さん

無償化の給付を受けるために事前申請が必要になります。

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスで「**保育の必要性**」のあるお子さん（施設等利用給付認定2号）
- ② 満3歳児クラスで、「**保育の必要性**」があり、かつ市民税非課税世帯のお子さん（施設等利用給付認定3号）

無償化
上限額

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）

- ①の子どもの支給額限度 **11,300円**
- ②の子どもの支給額限度 **16,300円**

- 【例】①預かり保育料 500円/1日を月20日間利用した場合の補助額
②預かり保育料 6,000円/1月を月15日利用した場合の補助額



	利用料	利用日数	利用料計	上限額	無償化対象	実質負担額
①	500円	20日	10,000円	9,000円（450円×20日）	9,000円	1,000円
②	6,000円	15日	6,000円	6,750円（450円×15日）	6,000円	0円

預かり保育の利用方法や状況は各園で異なります。

また、保育要件の有無によらず、どなたでも預かり保育の利用はできます。【**保育認定のない場合は無償化対象外**】

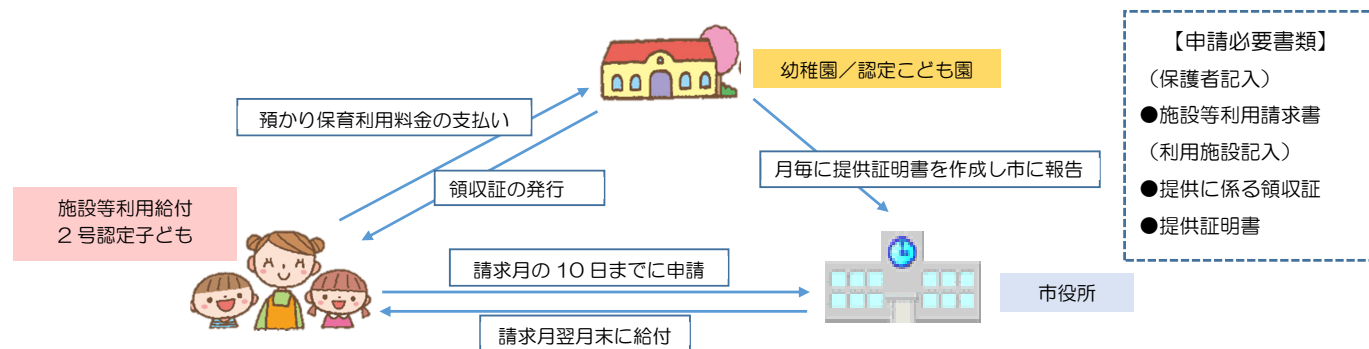
*認定がある場合でも、園の利用定員や空き状況によってご利用できない場合があります。

詳細は、各園にお問い合わせください。

11

補助金の申請と交付について

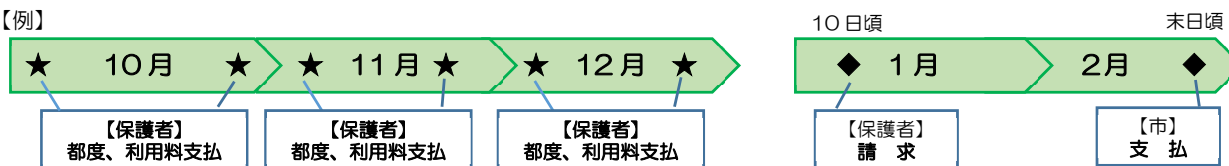
利用料支払い後に、四半期ごとに申請を受け付け、償還払いを予定しています。



◆利用施設によって、請求手続きが異なる場合があります。詳細は、対象の方に後日連絡します。

◆保護者が負担した利用料を四半期ごとに市に請求し、後日支給（概ね1か月～1か月半程度）

【例】



四半期
請求月

	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
請求月	7月			10月			1月			4月		

12

4-④ 認可外保育施設/一時預かり事業/病児保育事業/ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

補助対象者：保育の必要性を認定された3歳児～5歳児のお子さんで、認可保育所や認定こども園を利用できないお子さん
(0歳児～2歳児までの子どもについては、市民税非課税世帯を対象)

- ・上記対象のうち、保育施設等に申し込みをし、利用調整結果が「保留（待機）」となっているお子さんが、保育施設の代替として利用している場合が対象

無償化の給付を受けるために事前申請が必要になります。

- ①3歳児から5歳児で「**保育の必要性**」のあるお子さん（施設等利用給付認定2号）
- ②0歳児から2歳児で、「**保育の必要性**」があり、かつ市民税非課税世帯のお子さん（施設等利用給付認定3号）





無償化
上限額

①の子どもの支給額限度 月額**37,000円**

②の子どもの支給額限度 月額**42,000円**

無償化の対象になるのは、「利用料金」利用料金の中に、給食費や教材費等が含まれる場合は、それを除いた額となります。

実費分については、無償化の対象外です。

<p>給食費 (副食材料費分)</p> 	<p>時間外保育料</p> 	<p>教材費 (園服、帽子、かばん、ICカード、体操着等)</p> 	<p>行事費 (写真代、遠足代等)</p> 
--	--	--	--

13

対象施設：東京都に届出を行い、国が定める基準を満たしている施設

昭島市内の届出のある認可外保育施設及び事業

- ・**東京都認証保育所** つみき保育園、昭島ドリーム
- ・**事業所内保育施設** 徳洲会病院くじら保育室、昭島腎クリニックさくらんぼ保育室、竹口病院たけのこ保育室、ヤクルト昭島保育室、ヤクルト拝島保育室)
- ・**認可外保育施設** Wish English International school
- ・**居宅訪問型保育事業（ベビーシッター等）** 昭島市シルバー人材センターなど
- ・**一時預かり事業** なしのき保育園
- ・**病児保育事業** 病児保育室ひなたぼっこ、病後児保育室くろーぱー
- ・**ファミリー・サポート・センター事業** ※送迎のみの利用は不可

併用利用
可
能



申請に係る注意事項

- ◆申請手続きについては、子ども子育て支援課にお問い合わせのうえ、書類を揃えて持参ください。
- ◆すでに保育施設を利用している方は、無償化開始前（令和元年10月1日より前）までに申請が必要です。（利用を予定している方は、利用する前までに申請及び認定を受ける必要があります。）
- ◆認可保育施設等に申し込みをした方で、すでに「教育保育支給認定」を受けている方については、改めての認定申請は不要です。（求職中で申し込みをした方は、認定期間が切れている場合があります。「教育保育支給認定証」を確認のうえ手続きが必要になります。）
- ◆2019年度（令和元年度）の保育施設の利用申込をしていない場合は、その「理由書」を添付する必要があります。理由書の内容を確認したうえで、無償化の対象になるか市が判断します。
【例】・就労状態が夜間等にわたるため、認可保育施設の利用が困難であるため。
・平成30年度の認可保育施設の利用申込をしたが、「保留（待機）」となり〇〇保育所を利用。子どもが慣れているため、今年度の申し込みはせず継続利用している。など
- ◆申請子ども自身の育児休業中の場合、申請子どもについては無償化の対象にはなりません。

令和元年10月より、無償化の対象となる手続きは

令和元年9月20日（金）までに済ませてください。

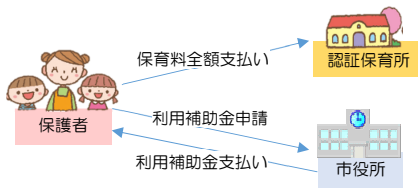
申請場所：子ども子育て支援課子ども子育て支援係（市役所1階17番窓口）

14

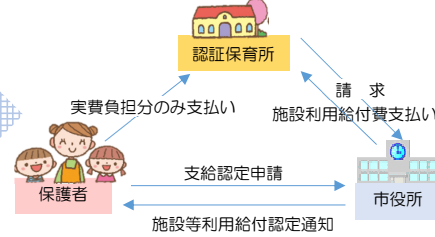
東京都認証保育所を利用する場合

保育料の支払い方法が変更になります。

【現行】年2回の償還払い



【無償化開始後】現物支給（代理請求）



支払いが実費分のみにになります。

保育料の算定イメージ（月額）

	市民税所得割額	施設名	保育料	副食材料費	無償化対象額	無償化基本額	①実負担額	②算定保育料	利用者負担補助金	保育料実負担額	実費
3歳児（第1子）	210,000	つみき保育所	40,000	4,500	35,500	37,000	0	0	0	0	4,500
1歳児（第1子）	210,000	つみき保育所	42,000	0	0	0	42,000	40,100	1,900	40,100	
1歳児（第2子）	71,100	つみき保育所	42,000	0	0	0	42,000	7,600	34,400	7,600	
1歳児（第1子）	非課税世帯	つみき保育所	42,000	0	42,000	42,000	0	0	0	0	

※イメージのため、実際と異なる場合があります。

利用者支援補助金が拡充されます！（予定）

補助率	課税世帯	非課税世帯	現状 (2019年9月まで)	2019年10月以降			
				幼児教育の無償化(国)	利用者支援(再構築)	多子世帯支援(新たな支援)	
0~2歳児	第1子	-	4万円	-	都1/2	都10/10	
					第2子	4万円	1.4万円
					第3子以降	-	2.7万円
	第1子	-			2.5万円	-	
					第2子	1.2万円	1.3万円
					第3子以降	-	2.5万円
3~5歳児	-	3.7万円	2万円	-			
		第2子	1万円	1万円			
		第3子以降	-	2万円			

【利用者支援補助金の考え方】

- ①実負担額 - ②認可保育所の保育料を算定
- ① - ②の差額分に対し、限度額内で補助する。

【補助金対象施設】

- 東京都認証保育所
- 家庭的保育事業（都制度）
- 認可外保育施設（指導監督基準を満たす証明書が交付されている施設）

15

認可外保育施設（企業主導型は除く）、一時預かり・病児保育・ファミサポを利用する場合

利用料支払い後に、四半期ごとに申請を受け付け、償還払いを予定しています。



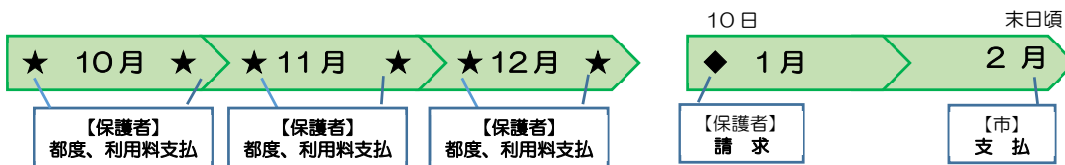
認可外保育施設及び家庭的保育事業を利用した場合
10月から利用者支援補助金の対象になる予定！

※実施が確定した場合、該当者に直接通知します。

◆利用施設により、請求方法等に違いがある場合があります。

◆保護者が負担した利用料を四半期ごとに市に請求し、後日支給（概ね1か月~1か月半程度）

【例】



【申請必要書類】

- （保護者記入）
- 施設等利用請求書（利用施設記入）
- 提供に係る領収証
- 提供証明書
- 活動報告書（ファミサポのみ）

四半期請求月

	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
請求月	7月			10月			1月			4月		

4-⑤ 企業主導型保育施設を利用する場合

市からの給付ではなく、施設を通して国から給付を受けることとなります。詳しくは施設へお問い合わせください。

無償化にかかる手続きは原則不要です。

- 従業員枠の方・・・市から認定を受ける必要はありません。（事業者による保育の必要性の判断が必要です。）
- 地域枠の方・・・従来の教育保育給付認定を受ける必要があります。（既に利用している方は、お手元の教育保育給付認定を確認してください。）

◆3歳児～5歳児で、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に定める標準的な利用料（利用者負担相当額）が無償

＜参考＞平成30年度 4歳以上児 27,600円 3歳児 31,100円 1,2歳児 37,000円 0歳児 37,100円

◆0歳児～2歳児で住民税非課税世帯の子どもの利用料も上記範囲で無償

認可外保育施設（企業主導型保育施設）を利用した場合
10月から利用者支援補助金の対象になる予定！

実施が確定した場合、該当者に直接通知します。



4-⑥ 就学前の障害児の発達支援を利用する場合

無償化にかかる手続きは不要です。

◆3歳児～5歳児クラスの子どもの利用料を無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象。（市民税非課税世帯の利用負担については既に無償）

【昭島市内対象施設】

◆昭島ひよこ教室 ◆ピースマイル 中神教室 ◆ピースマイル 昭島福島町教室 ◆キッズサポートてんとうむし

問い合わせ先：障害福祉課 042-544-5111 内線 2132～2135

17

5 無償化の対象とならない費用について

◆施設から実費として徴収されている費用（食材料費、通園送迎費、行事費など）は無償化の対象外

副食費の徴収方法を変更します。



2号認定子どもの副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

副食費の支払いは、今後直接利用施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いします。

副食費の免除対象者について

10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は

- ◆年収360万円未満相当世帯の子ども
- ◆所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

副食費の免除対象者には、
9月末に通知します。

第3子以降の子どもの算定基準

	年収360万円未満	年収360万円以上
1号	年齢にかかわらず被監護者の数 (別居・別生計含む)	小学校3年生終了前 (同一世帯のみ)
2号		小学校就学前 (同一世帯のみ)

※新制度未移行幼稚園の場合、
副食費免除については、償還払いとなります。
(詳細は、該当者に通知します。)



18

6 よくある質問

幼児教育・保育の無償化について、よくお問い合わせいただく内容を紹介しています。

①施設に支払っているお金の全部が無償化になりますか？

食材料費、教材費、行事費、バス送迎費、延長保育料など無償化の対象とならない費用があります。

②現在、保育所に入所しています。病児保育やファミリー・サポート・センターを利用した費用は無償化の対象ですか？

保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園等を利用している場合、一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用した費用は、無償化の対象にはなりません。

③令和元年10月以降も、幼稚園就園奨励費補助金を受け取ることはできますか？

10月以降は保育料が無償化（上限月額25,700円）となりますので、幼稚園就園奨励費補助金は廃止となります。
（令和元年度4月～9月分は現行どおり令和2年1月末頃支給します。）

④昭島市民ですが、市外の保育園を利用しています。保育料は、無償になりますか？

市外の保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育施設、新制度幼稚園）を利用しても無償になります。
未移行幼稚園の場合は、月額25,700円まで無償化対象となります。（昭島市に手続きが必要）
認可外保育施設等は、無償化対象施設を利用している場合のみ費用が無償化（月額上限あり）となります。（昭島市に手続きが必要）

⑤4歳と2歳の子どもが保育園に通っていますが、現在の保育料多子軽減の制度は、今後も続きますか？

保育料の多子軽減につきましては、引き続き適用されます。
【例】4歳児は、無償化により0円 2歳児は、第2子のため半額

⑥企業主導型保育施設に在籍していますが手続きは必要ですか？

市への手続きは必要ありませんが、各事業者への手続きが必要になります。

⑦食材料費はいくらですか？

食材料費については、月額4,500円相当としていますが、施設ごとに異なりますので、施設にご確認ください。

⑧銀行に口座がないのですが、大丈夫ですか？

償還払いについては、口座に振り込みさせていただきますので、お手数ですが、銀行口座をご用意ください。（市の指定銀行）

⑨プレ幼稚園は無償化の対象となりますか？

2歳児等を対象としたプレ幼稚園は、無償化の対象とはなりません。

19

昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課

市役所1階17番窓口 042-544-5111

☆教育保育施設を利用している方 子ども子育て支援係 内線2162～2165

☆教育保育施設の利用を検討している方 子ども子育て地域支援担当 内線2170～2171



昭島市公式キャラクター